

厚生労働省より院内掲示が義務付けられている手術件数

特掲診療料の施設基準 医科点数表 第2章第10部 手術の通則の第5号及び第6号に掲げる手術

(令和7年1月～12月に実施したもの)

(1) 区分1に分類される手術

		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術 等 〔頭蓋内腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍摘出術、経鼻的下垂体腫瘍摘出術、脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング、脳硬膜血管結紮術、脳動脈瘤頸部クリッピング、緊急穿頭血腫除去術、広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術、機能的定位脳手術、顕微鏡使用によるてんかん手術、脳刺激装置植込術、脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術及び脳神経手術（開頭しておこなうもの）〕	0件
イ	黄斑下手術 等 〔黄斑下手術、硝子体茎顕微鏡下離断術、増殖性硝子体網膜症手術、眼窩内腫瘍摘出術（表在性）、眼窩内腫瘍摘出術（深在性）、眼窩悪性腫瘍手術、眼窩内異物除去術（表在性）、眼窩内異物除去術（深在性）、眼筋移動術、毛様体腫瘍切除術及び脈絡膜腫瘍切除術〕	0件
ウ	鼓室形成手術 等 （鼓室形成手術、内耳窓閉鎖術、経耳的聴神経腫瘍摘出術及び経迷路的内耳道開放術）	0件
エ	肺悪性腫瘍手術 等 〔肺悪性腫瘍手術、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術、肺切除術、胸壁悪性腫瘍摘出術、釀膿胸膜、胸膜肺腫切除術（通常のものと胸腔鏡下のもの）、胸膜外肺剥皮術、胸腔鏡下膿胸腔搔爬術、膿胸腔有茎筋肉弁充填術、膿胸腔有茎大網弁充填術、胸郭形成手術（膿胸手術の場合）及び気管支形成手術〕	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0件

(2) 区分2に分類される手術

		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術 等 〔靭帯断裂形成手術、関節鏡下靭帯断裂形成手術、観血的関節授動術、関節鏡下関節授動術、関節鏡下肩関節授動術（関節鏡下肩腱板断裂手術を伴うもの）、骨悪性腫瘍手術及び脊椎、骨盤悪性腫瘍手術〕	1件
イ	水頭症手術 等 （水頭症手術、髄液シャント抜去術、脳血管内手術及び経皮的脳血管形成術）	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 等 〔涙嚢鼻腔吻合術、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術、経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うものを除く）及び上咽頭悪性腫瘍手術〕	0件
エ	尿道形成手術 等 〔尿道下裂形成手術、陰茎形成術、前立腺悪性腫瘍手術、尿道上裂形成手術、尿道狭窄グラフト再建術、尿道形成手術、経皮的尿路結石除去術、経皮的腎孟腫瘍切除術、膀胱単純摘除術及び膀胱悪性腫瘍手術（経尿道的手術を除く）〕	1件
オ	角膜移植術	0件
エ	肝切除術 等 〔腹腔鏡下胆囊悪性腫瘍手術（胆囊床切除を伴うもの）、肝切除術、腹腔鏡下肝切除術、移植用部分肝採取術（生体）（腹腔鏡によるもの）、脾体尾部腫瘍切除術、腹腔鏡下脾頭部腫瘍切除術、脾頭部腫瘍切除術、骨盤内臓全摘術（通常のものと腹腔鏡下のもの）、胆管悪性腫瘍手術、肝門部胆管悪性腫瘍手術及び副腎悪性腫瘍手術〕	0件

(3) 区分3に分類される手術

		手術件数
ア	上顎骨形成術 等 （顔面神経麻痺形成手術、上顎骨形成術、頬骨変形治癒骨折矯正術及び顔面多発骨折観血的手術）	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術 等 〔耳下腺悪性腫瘍手術、上顎骨悪性腫瘍手術、喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術、舌悪性腫瘍手術及び口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術〕	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術 等 〔自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、神経血管柄付植皮術（手・足）、母指化手術及び指移植手術〕	0件
オ	内反足手術 等 （内反足手術及び先天性気管狭窄症）	0件
カ	食道切除再建術 等 〔食道切除再建術、食道腫瘍摘出術（開胸又は開腹手術によるもの、腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの）、食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）、食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）、喉頭温存頸部食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）、食道切除後2次の再建術、食道裂孔ヘルニア手術及び腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術〕	0件
キ	同種死体腎移植術 等 （移植用腎採取術（生体）、腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）、同種死体腎移植術及び生体腎移植術）	0件

(4) 区分4に分類される手術

		手術件数
	胸腔鏡下・縦隔鏡下・腹腔鏡下によるその他の手術（腹腔鏡下胆囊摘出術等）	38件

(5) その他の区分

		手術件数
ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	33件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥瘤切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件